

美浦村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

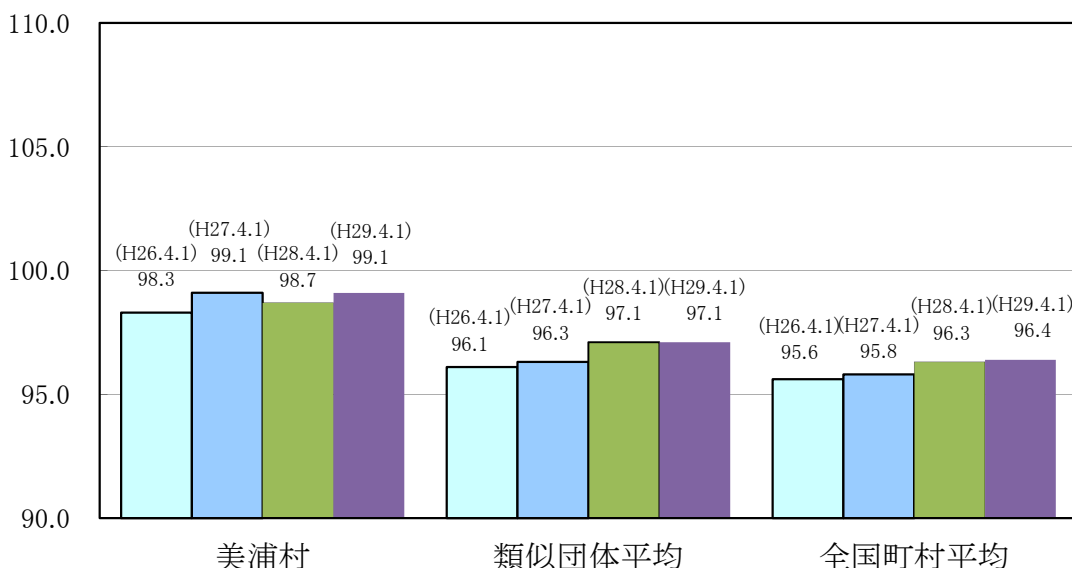
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 15,963	千円 6,321,173	千円 188,129	千円 1,436,985	% 22.7	% 25.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
28年度	人 143	千円 571,084	千円 59,854	千円 224,550	千円 855,488	千円 5,982	千円 5,781

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

美浦村では地域手当の支給がないため、見直しはなし。

③ その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
美浦村	43.8 歳	326,600 円	363,701 円	350,182 円
茨城県	42.7 歳	332,982 円	417,059 円	376,646 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.7 歳	308,087 円	357,786 円	337,335 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
美浦村	55.3 歳	15 人	317,100 円	323,267 円	319,973 円	=	=	=	=
うち学校 給食員	56.8 歳	10 人	321,300 円	328,390 円	324,700 円	調理士	46.2	245,500 円	1.34
うち用務員	56.1 歳	4 人	317,300 円	322,175 円	319,550 円	用務員	55.1	207,300 円	1.55
茨城県	54.3 歳	242 人	331,843 円	383,110 円	363,120 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	9 人	286,023 円	308,066 円	298,134 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
美浦村	—	—	—
うち学校 給食員	5,461,880 円	3,228,800 円	1.69
うち用務員	5,347,100 円	2,818,600 円	1.90

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成26～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区分	美浦村	茨城県	国	
一般行政職	大学卒	178,200 円	184,800 円	178,200 円
	高校卒	150,500 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	148,200 円	148,200 円	—
	中学卒	139,400 円	139,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（29年4月1日現在）

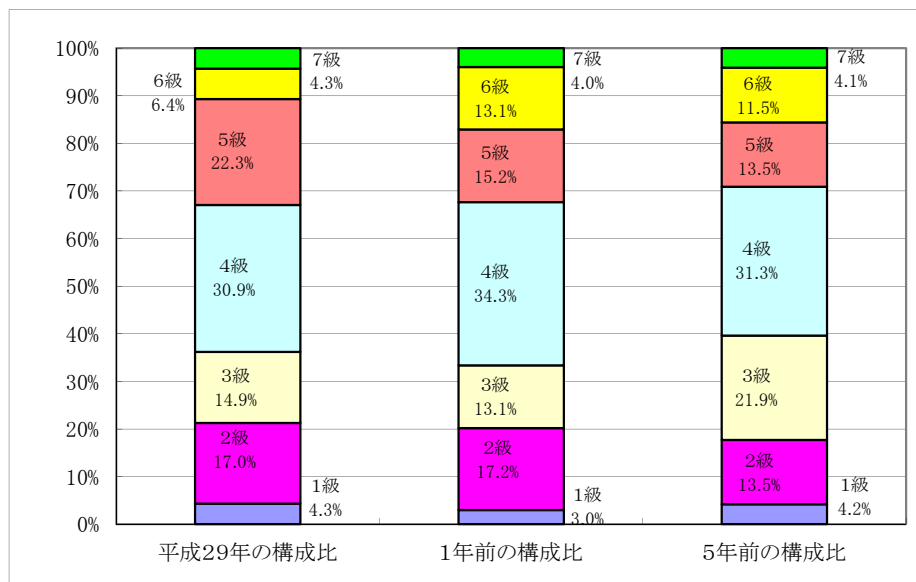
区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満	
一般行政職	大学卒	275,200 円	360,900 円	382,400 円	395,000 円
	高校卒	該当者なし	341,900 円	359,500 円	384,900 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	311,400 円	323,500 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	310,600 円	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事補・主事	4人	4.3%	141,600円	246,600円
2 級	主事	16人	17.0%	191,700円	303,400円
3 級	主任	14人	14.9%	227,900円	349,200円
4 級	係長・主査・主任主査	29人	30.9%	261,100円	380,200円
5 級	主任主査・課長補佐・課長	21人	22.3%	287,100円	392,200円
6 級	課長	6人	6.4%	317,700円	409,400円
7 級	部長	4人	4.3%	361,800円	444,100円

- (注) 1 美浦村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	平成30年度より活用		平成30年度より活用	

4 職員の手当の状況（企業職を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

美 浦 村	茨 城 県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,542 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,798 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

美 浦 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 21,660 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（29年4月1日現在）

・美浦村では支給していません。

(4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

・美浦村では支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (28 年 度 決 算)	23,541 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	218 千円
支 給 実 績 (27 年 度 決 算)	19,663 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	177 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27、28年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 (配偶者がいない場合1人のみ10,000円) ・父母等 6,500円 (配偶者がいない場合1人のみ9,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	13,380 千円	223,005 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同じ	—	4,479 千円	298,567 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給 ・使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	—	9,056 千円	63,327 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、村規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、村規則で定める基準に従い支給 ・支給額 部長相当職 54,000円 課長相当職 36,000円 課長補佐等 27,000円	同じ	—	14,784 千円	379,083 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	(5)時間外勤務手当に含まれていません。	(5)時間外勤務手当に含まれていません。
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	(5)時間外勤務手当に含まれていません。	(5)時間外勤務手当に含まれていません。

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	666,000 円 (減額措置はありません)	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円/ 492,000 円	
	副 村 長	546,000 円 (減額措置はありません)	700,000 円/ 468,000 円	
報 酬	議 長	326,000 円 (減額措置はありません)	420,000 円/ 230,000 円	
	副 議 長	296,000 円 (減額措置はありません)	360,000 円/ 180,000 円	
	議 員	286,000 円 (減額措置はありません)	345,000 円/ 157,000 円	
期 末 手 当	村 長	(28年度支給割合) 3.25 月分 (役職加算(15%)措置有り)		
	副 村 長	(28年度支給割合) 3.25 月分 (役職加算(15%)措置有り)		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	(1期の手当額) 14,652,000円	(支給時期) 任期ごと
	副 村 長	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	6,770,400円	任期ごと
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

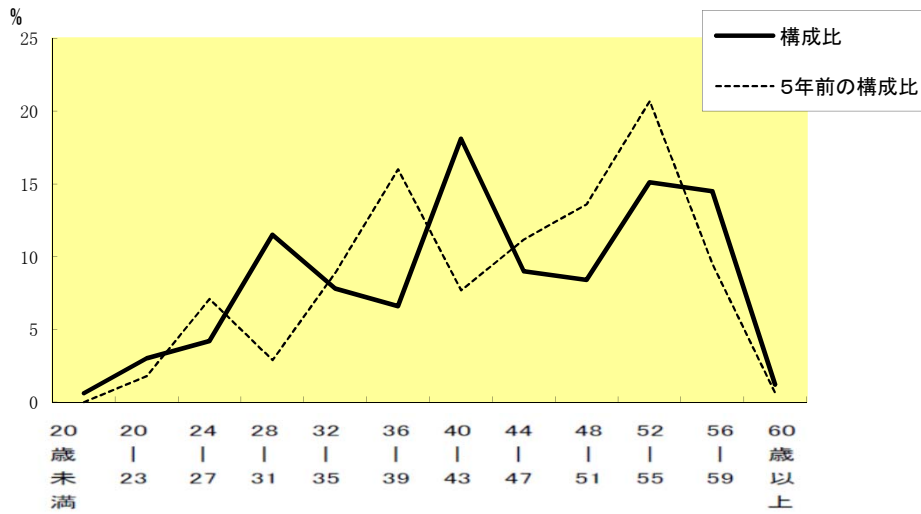
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	3	1	議員対応事務量の増加による増
	総務	30	28	△ 2	事務分担見直し、議会事務局出向による減
	税務	15	15	0	
	民生	23	25	2	保育士採用による増
	衛生	13	13	0	
	農林水産	6	6	0	
	商工(労働含む)	1	1	0	
	土木	10	9	△ 1	事務分担見直しによる減
	計	100	100	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.64 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.18 人)
	教育部門	43	43	0	
小 計	143	143	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.58 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.68 人)	
公 営 会 計 部 門	水道	4	4	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	12	13	1	介護保険業務量増加による増
	小 計	22	23	1	
合 計		165	166	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.99 人
		[178]	[178]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	7人	19人	13人	11人	30人	15人	14人	25人	24人	2人	166人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	101	100	101	101	100	100	△1(△1.0%)
教育	44	42	42	44	43	43	△1(△2.3%)
普通会計計	145	142	143	145	143	143	△2(△1.4%)
公営企業等会計計	24	23	24	23	22	23	△1(△4.2%)
総合計	169	165	167	168	165	166	△3(△1.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比率
28年度	千円 516,779	千円 30,070	千円 28,893	% 5.6	% 6.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
28年度	人 4	千円 16,268	千円 1,336	千円 6,443	千円 24,047	千円 6,012	千円 6,166

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
美浦村	45.1 歳	356,425 円	503,459 円
団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

美浦村		美浦村(企業職を除く)	
1人当たり平均支給額(28年度)		1人当たり平均支給額(28年度)	
1,611 千円		1,542 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分	2.60 月分	1.70 月分
(1.45)月分	(0.80)月分	(1.45)月分	(0.80)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（29年4月1日現在）

美浦村			美浦村(企業職を除く)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 支給実績がありません			1人当たり平均支給額 21,660 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（29年4月1日現在）

・美浦村では支給していません。

エ 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

・美浦村では支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	243 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	61 千円
支給実績（27年度決算）	676 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	169 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27、28年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 (配偶者がいない場合1人のみ10,000円) ・父母等 6,500円 (配偶者がいない場合1人のみ9,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	528 千円	264,000 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同じ	—	X 千円	X 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給 ・使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	—	241 千円	60,150 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、村規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、村規則で定める基準に従い支給 ・支給額 部長相当職 54,000円 課長相当職 36,000円 課長補佐等 27,000円	同じ	—	支給実績はありません	支給実績はありません
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	③(オ)時間外勤務手当に含まれています。	③(オ)時間外勤務手当に含まれています。
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	③(オ)時間外勤務手当に含まれています。	③(オ)時間外勤務手当に含まれています。

(注) 住居手当の支給実績X千円と支給職員1人当たり平均支給年額X円は、該当者数が少なく算定できないものです。